

大平台

米沢小学校だより 第 16 号

令和3年波乱の幕開け

緊急事態宣言再発令

みなさんお正月はどう過ごされたのでしょうか。私の家では、毎年元旦に鴨川市にある祖母の家に親戚一同が集まるのですが、今年はコロナウイルスのため自宅で静かに過ごしました。自宅の窓から見えた初日の出もなかなかのものでした。

お正月も終わり学校が始まった1月7日、国から緊急事態宣言の再発令が発表されました。今回の発令は、昨年春の宣言発令時とは異なり学校の一斉休校など強い措置はありませんでした。ただ、感染症対策を徹底的に行いながら教育活動を進めるよう指導がありました。県教育委員会から県立学校に向けて指導された内容は次の通りです。※通知文の一部抜粋です。

令和3年1月6日付け「新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底について」

3 学習活動について

緊急事態宣言中は以下の点について徹底し、感染のリスクの軽減に努める。

（1）基本的な留意点

- ・児童生徒等は、マスクの着用を徹底する。※
- ・授業は、個人で学習できる活動を中心に行う。グループ学習、班での話し合い及びペアワーク等の活動は行わない。
- ・児童生徒等全員で一斉に声を出す音読や群読は行わない。
- ・授業での外部人材の活用は控える。

（2）具体的な授業の場面

①体育

- ・球技のゴール型のゲームや武道の相手と組み合う活動など、身体接触や人と人が接近するよう活動は行わない。

②音楽

- ・歌唱や管楽器等を使用した活動は行わない。

③家庭科

- ・調理実習は行わない。

（3）児童会活動（委員会活動）

- ・活動内容や協議事項を精選し、短時間で行えるように工夫する。
- ・放送設備を活用し、各教室で実施する。

（4）学校行事等

- ・放送設備等を活用し、各教室で実施する等の工夫をする。
- ・児童生徒等を一同に集めるような行事は行わない。

※運動中や屋外などで人と人との距離が十分とれるときを除きます。

通知文は県立学校宛てとなっていますが、米沢小でも緊急事態宣言期間中を含めた当面の間は、これらの対策をとりながら教育活動をすすめていくことになります。どうぞご理解ください。